

### 第3回 ふるさと納税研究会 議事要旨

#### 【開催日時等】

- 開催日時：平成19年7月18日（水）17：00～19：10
- 場 所：総務省10階 共用1001会議室
- 出席者：島田座長、跡田委員、小田切委員、桑野委員、千葉委員、西川委員、  
長谷川委員、畠山委員  
河野自治税務局長、高橋大臣官房審議官、佐藤財政課長、滝本企画課長、  
林崎市町村税課長

#### 【議題】

##### （1）委員からのプレゼンテーション

小 田 切 徳 美 委 員  
千 葉 光 行 委 員  
西 川 一 誠 委 員

##### （2）論点・課題等の整理

##### （3）「ふるさと」の定義等

#### 【配布資料】

- 前回の研究会における宿題事項に対する回答
- 「ふるさと納税」に関する主な論点・課題等
- 「ふるさと」の定義について

小田切委員提出資料

千葉委員提出資料

西川委員提出資料

#### 【宿題事項に対する事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

#### 【小田切委員からのプレゼンテーション】（質疑に対する応答含む。）

- 農村地域を中心に地方をめぐる現状は厳しい。都市と農村の共生を促進するしかけが必要。  
これまでも「信託市民」「信託住民」という考え方が地域社会学から提唱されてきた。
- 求められる「ふるさと」支援制度として、ふるさと再生の志のある資金を、そのメッセージとともに、ふるさとに移転するシステムが考えられる。
- 具体的には、「ふるさと再生の志を届けたい地方自治体」に対する寄附を所得税及び住民税から税額控除するしくみ（「ふるさと再生寄附制度（仮称）」）を実施すべき。
- 寄附の対象としては、市町村を中心に考えている。控除の割合は、100%でなくとも、持ち出しがあるようなやり方があってもよいと考える。
- 基金を設け、その中で入った寄附金を管理し、活用していくこととし、実績、効果を明ら

かにする。

- 志ある資金を移転するシステムとしては、税額控除にして見えやすくしないといけない。

【千葉委員からのプレゼンテーション】（質疑に対する応答含む。）

- 市民税の1%を用いて、市民活動団体を支援する取組を実施している。市民ニーズが多様化・複雑化しており、団塊の世代が定年を迎えるため、新たな担い手であるボランティア・NPO 団体の活動の活性化などを目的としたもの。
- 制度設計に当たっては、なるべく簡便なしくみとなるように工夫し、導入後も市民からの要望も受けて、様々なバージョンアップを行っている。
- 寄附金に対する税額控除でないと、効果がはっきりと見えてこない。
- 1%支援制度に対する届出が、H18 より H19 の方が減っている理由は、制度が落ち着いて来たからではないか。

【西川委員からのプレゼンテーション】（質疑に対する応答含む。）

- 我が国では、地方で育った者が、進学・就職等をきっかけに大都市圏に行き、ふるさとに戻って来て老後の生活を送るような人の循環システムができている。それに対応したライフ・サイクル・バランス税制が必要。
- 「ふるさと」の地方団体に対する寄附金（「故郷寄付金」）を、所得税・住民税からそれぞれ1/2ずつ税額控除する。これは、簡便で最も実現しやすいしくみである上、納税者の住所地以外の自治体に対する思いを形にすることができ、「納税者主権」が実現され、税の使い途に対する意識が高まる。
- 独自に行ったアンケート結果では、制度自体に賛成する者が多く、実際に寄附したいという者も多かった。また、試算では、地域ブロック別の税収の偏在もある程度是正される。
- （所得税からも税額控除する理由は、）国土政策の観点から、国としての責任で都市圏等の減収分をある程度カバーする必要があるため。
- 寄附金を受け入れた分、地方交付税が減少することになると、財政への貢献にはならず、納税者の気持ちを反映できない。「故郷寄付金」による増収分は地方交付税から減額すべきではない。
- 所得税控除では本人負担が増えるので、税額控除でなければならないと考えている。

【事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

【「ふるさと」の定義に関する主な意見】

- 「ふるさと」の定義は不要。限定しなくてよい。納税者主権の考え方に立てば、納税者が「ふるさと」と思うところに納めるようにすることが基本。いい環境のところに寄附したいという希望もあるだろう。
- 明確に確定することは困難であり、限定すべきではない。ただし、その場合一般的な寄附金控除との違いが薄まり、税額控除とする理由が弱くなるおそれがある。
- 各団体にプロジェクトを競わせる観点から、対象団体は幅広くとらえてよい。

- 「ふるさと」が喪失されつつあり、寄附することにより「ふるさと」を作っていくという位置づけをすべき。二地域居住の希望は、20代と50代に多い。20代は「ふるさと」を作りたいとの思いがあり、こうした未来志向を取り入れたシステムとして、「ふるさと」は幅広く考えるべき。
- 抽象的な観念を示しておいて、納税者が自ら選べば、それが「ふるさと」に当たるとすればよい。限定しなければ、要件の確認などの問題はなくなる。
- 限定しないことを希望するが、寄附金を税額控除する方式をとる場合、ハードルが高くなりすぎないか。税額控除を導入するなら、ある程度要件を限定することとした方が実現性が高いのではないか。
- 対象は限らなくてよいが、「ふるさと」とすると一定の意味が出てしまうので、「ふるさと」という言葉を使わないのも一案。
- 応援することと貢献・恩返しすることは違う。恩返しするなら、出生地や義務教育を受けた場所を優先に考えるべき。応援するところは、その次の段階の問題ではないか。

【対象は都道府県とするか市町村とするかに関する主な意見】

- 都道府県と市町村のどちらに対する寄附も対象とすべき。両方とも課税団体であり、寄附も両方にあり得ると考えるのが自然。
- 基本的には、市町村に対する寄附を対象とし、それが都道府県にも同時に届くようにする。同じ地域の都道府県と市町村が寄附を巡って競合するのはおかしい。
- 納税者は、住民税が都道府県民税と市町村民税に分かれていることをどれだけ認識しているのか。「出したつもりなのに届いていない」という事態も生じるのではないか。
- 都道府県民税か、市町村民税かどちらから控除するのか、両方かなど、いろいろな論点がある。

【対象となる団体としての受け皿に関する主な意見】

- それぞれがきちんとプロジェクトを提示し、納税者の共感を得ることが基本ではないか。納税者からは、自分の寄附金がどのように使われたかについて、明らかにしてほしいという要望が強くなる。
- 受ける側の自治体としても、何もないでよいのかどうか。姿勢として何か要るのではないか。デメリットがないことで、モラル・ハザードが起きないためにも規律が要らないのか。
- 受け皿はあった方がよいが、あまり細かい制度を作っても使いにくくては困るのではないか。
- 寄附を受けた側がどのような事業を行うかは、付随的なもの。納税者が、寄附したい団体を総合的に判断して、寄附するということではないか。基本は大らかでよい。

【今後の予定】

今回は、7月31日（火）17：00～19：00。場所等は追って連絡。

（以上）